

大市総第0836号
令和8年2月10日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第9号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月10日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和8年2月18日（水） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 8 号議案	大村市新体育・文化施設整備基金条例……………	(1)
第 9 号議案	大村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例……………	(3)
第 10号議案	市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例…	(16)
第 11号議案	大村市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………	(18)
第 12号議案	大村市行政手続条例の一部を改正する条例……………	(19)
第 13号議案	大村市情報公開条例の一部を改正する条例……………	(21)
第 14号議案	大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の 一部を改正する条例……………	(22)
第 15号議案	大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	(23)
第 16号議案	大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例……………	(25)
第 17号議案	大村市火入れに関する条例の一部を改正する条例……………	(27)
第 18号議案	大村市特別会計条例の一部を改正する条例……………	(28)
第 19号議案	東京都六市ボートレース事業組合と大村市との間におけるモ ーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議につい て……………	(29)
第 20号議案	土地の無償貸付について……………	(32)
第 21号議案	工事請負契約の締結について（大村市総合運動公園多目的広 場人工芝敷設工事（その 2））……………	(33)
報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(34)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(36)
報告第 3 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(38)
報告第 4 号	専決処分の報告について（市営住宅の家賃の支払に係る訴え の提起について）……………	(40)
報告第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(42)
第 22号議案	専決処分の承認について（令和 7 年度大村市一般会計補正予算（第 7 号））	
第 23号議案	令和 7 年度大村市一般会計補正予算（第 8 号）	
第 24号議案	令和 7 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）	
第 25号議案	令和 7 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	

- 第 26 号議案 令和 7 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 27 号議案 令和 7 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 28 号議案 令和 7 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 号議案 令和 7 年度大村市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 号議案 令和 7 年度大村市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 31 号議案 令和 8 年度大村市一般会計予算
- 第 32 号議案 令和 8 年度大村市モーターボート競走事業会計予算
- 第 33 号議案 令和 8 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 34 号議案 令和 8 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 35 号議案 令和 8 年度大村市介護保険事業特別会計予算
- 第 36 号議案 令和 8 年度大村市病院事業会計予算
- 第 37 号議案 令和 8 年度大村市鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計予算
- 第 38 号議案 令和 8 年度大村市水道事業会計予算
- 第 39 号議案 令和 8 年度大村市工業用水道事業会計予算
- 第 40 号議案 令和 8 年度大村市下水道事業会計予算
- 第 41 号議案 令和 8 年度大村市農業集落排水事業会計予算

第8号議案

大村市新体育・文化施設整備基金条例

(設置)

第1条 新たな体育・文化施設の整備に要する経費の財源に充てるため、大村市新体育・文化施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

新たな体育・文化施設の整備に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第9号議案

大村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等

必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の受領)

- 第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給

付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行

っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児

等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。
ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の

秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口

の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につ

いては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

第10号議案

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第1条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「第243条の2の8第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

(大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大村市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月18日提出

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 号議案

大村市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

大村市特別職報酬等審議会条例（昭和 3 9 年大村市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「本市」を「学識経験者、本市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市特別職報酬等審議会の委員の要件を見直すため、この条例案を提出するものである。

第 1 2 号議案

大村市行政手続条例の一部を改正する条例

大村市行政手続条例（平成 8 年大村市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大村市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

行政手続法の改正を踏まえ、不利益処分における聴聞等の通知に係る公示送達の方法を見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第13号議案

大村市情報公開条例の一部を改正する条例

大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ものは」の次に「、その権利を濫用することなく」を加える。

第5条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第6条第1項中「に対して」を「に対し」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる公文書の公開の請求について適用し、同日前にされた公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

公文書の公開を請求することができる者の範囲の見直し等を行うため、この条例案を提出するものである。

第14号議案

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表モーターボート競走事業収益基金の項中「公共施設等の整備のための」を「公共施設、インフラ施設及びデジタルインフラの整備及び解体、デジタルインフラの保全並びに土地の取得等（次項において「公共施設等の整備等」という。）のための」に、「整備のために」を「整備等のために」に改める。

第2条第2項中「収益」の次に「（モーターボート競走事業収益基金の運用から生ずる収益で、市長が必要と認める事業に要する経費に相当するものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

モーターボート競走事業収益基金の目的を明確にするとともに、その運用から生ずる収益について見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

第15号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の8.6」を「100分の8.9」に改め、同条第2号中「23,000円」を「27,040円」に改め、同条第3号中「22,000円」を「21,250円」に改め、同号ただし書中「11,000円」を「10,625円」に、「16,500円」を「15,937円」に改める。

第13条の3第1号中「100分の3」を「100分の3.23」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,770円」に改め、同条第3号中「10,000円」を「8,870円」に改め、同号ただし書中「5,000円」を「4,435円」に、「7,500円」を「6,652円」に改める。

第13条の5第1号中「100分の2.2」を「100分の2.47」に改め、同条第2号中「8,500円」を「9,940円」に改める。

第25条第2項第1号中「3,450円」を「4,056円」に、「5,750円」を「6,760円」に、「9,200円」を「10,816円」に、「11,500円」を「13,520円」に改め、同項第2号中「1,470円」を「1,616円」に、「2,450円」を「2,693円」に、「3,920円」を「4,308円」に、「4,900円」を「5,385円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

国民健康保険税の税率等を改定するため、この条例案を提出するものである。

第16号議案

大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大
村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条
中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業
所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」
を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」
を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24
年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員
をいう。）」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第17号議案

大村市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大村市火入れに関する条例（昭和59年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないように努めなければならない。
- 4 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

県央地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和47年条例第8号）の改正に伴い、火入れの中止に関する規定を見直すため、この条例案を提出するものである。

第 18 号議案

大村市特別会計条例の一部を改正する条例

大村市特別会計条例（昭和 39 年大村市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表工業団地整備事業特別会計の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大村市特別会計条例第 1 条の表に規定する工業団地整備事業特別会計に係る令和 7 年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

工業団地整備事業特別会計を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第19号議案

東京都六市ボートレース事業組合と大村市との間におけるモーターボート競走
施行に係る事務の受託に関する協議について

東京都六市ボートレース事業組合からの事務を受託するに当たり、別紙規約により
東京都六市ボートレース事業組合と協議することについて、地方自治法（昭和22年
法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第
3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

別紙

東京都六市ボートレース事業組合と大村市との間におけるモーターボート競走施行に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 東京都六市ボートレース事業組合（以下「甲」という。）は、大村モーターボート競走場を借用し、モーターボート競走を開催するため、次に掲げる事務等（以下「委託事務」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、大村市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 大村モーターボート競走場及び競走に必要な附属施設の管理

(2) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）に基づくモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）の管理及び執行に関する事務。ただし、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第4条に掲げる事務及び別に定める甲が直接執行する事務を除く。

2 前項に規定する委託事務のうち、競走法第22条に基づく競走場内等の取締りに関する事務については、甲の責任の下で行うこととする。

3 秩序維持等に関して事故等が発生した場合は、乙は遅滞なく甲に報告し、その指示に従うものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲が、乙に交付する委託事務の管理及び執行に要する経費は、別に定める開催経費及び事務協力費とする。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙の競走事業に係る会計の予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(報告)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る状況について甲から報告を求められたときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度会議を開くものとする。甲からの申出がある場合も同様とする。

(条例等の公表)

第8条 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関して適用される乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知があり、当該条例等が改正されたときは、直ちに改正後の条例等を公表しなければならない。

(規約の廃止及び損害賠償)

第10条 乙は、法令の改廃、天災その他の理由により競走事業を行うことが不可能になった場合においては、委託期間中であってもこの規約を廃止することができる。

2 前項の場合には、甲乙双方とも賠償の責めはないものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

第20号議案

土地の無償貸付について

次のとおり土地を無償で貸し付ける。

1 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積
大村市雄ヶ原町1298番29	宅地	5,917.60㎡

- 2 無償貸付の理由 貸付の相手方がこの土地において運営する施設は、オフィスパーク大村及び大村ハイテクパークに立地する企業の支援並びに当該企業の従業員及び地域住民の生活の利便性の向上に資するものであり、公共性が高いと認められるため、無償貸付とするものである。

- 3 無償貸付の相手方 大村市雄ヶ原町1298番地29
株式会社アルカディア大村
代表執行役 高取 和也

- 4 無償貸付の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

第21号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事（その2）
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 407,000,000円
- 4 契約の相手方 伸栄・山建特定建設工事共同企業体
代表者 大村市荒瀬町1043番地
伸栄建設株式会社
代表取締役 友岡 奈々
- 5 竣工期限 令和9年1月15日

令和8年2月18日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

専決第 25 号

専 決 処 分 書

令和 6 年 1 2 月 1 9 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和 2 8 年大村市条例第 6 3 号）本則第 8 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 5 0 2, 9 7 5, 0 0 0 円

変更後 5 0 9, 3 3 0, 8 0 0 円（6, 3 5 5, 8 0 0 円の増額）

報告第2号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月13日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 損害賠償の額 216,348円
- 2 損害賠償の相手方 


報告第3号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年7月2日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	374,000,000円
変更後	379,442,800円（5,442,800円の増額）

報告第4号

専決処分の報告について

市営住宅の家賃の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

報告第5号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月18日提出

大村市長 園田裕史

専決第5号

専 決 処 分 書

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 損害賠償の額 70,000円
- 2 損害賠償の相手方 
